

# アール・イー・ジャパン株式会社

## 住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程

平成 17 年 12 月 20 日 制定	平成 18 年 4 月 17 日 改定	平成 19 年 5 月 24 日 改定
平成 19 年 6 月 20 日 改定	平成 19 年 7 月 1 日 改定	平成 19 年 12 月 25 日 改定
平成 20 年 4 月 1 日 改定	平成 20 年 7 月 1 日 改定	平成 20 年 10 月 1 日 改定
平成 21 年 1 月 1 日 改定	平成 21 年 1 月 13 日 改定	平成 21 年 9 月 1 日 改定
平成 22 年 1 月 12 日 改定	平成 22 年 4 月 1 日 改定	平成 23 年 8 月 1 日 改定
平成 23 年 11 月 1 日 改定	平成 23 年 12 月 1 日 改定	平成 25 年 4 月 1 日 改定
平成 26 年 4 月 1 日 改定	平成 27 年 4 月 1 日 改定	平成 29 年 5 月 10 日 改定
平成 29 年 10 月 25 日改定	平成 30 年 2 月 1 日 改定	平成 31 年 4 月 1 日 改定
令和元年 10 月 1 日 改定	令和 3 年 1 月 1 日 改定	令和 4 年 10 月 1 日 改定
令和 5 年 4 月 1 日 最終改定		

### (趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程は、アール・イー・ジャパン株式会社(以下「REJ」という。)が住宅金融支援機構(以下「機構」という。)との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」(平成 24 年 4 月 1 日) 第10条第1項に定める適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

### (手数料の区分)

第2条 適合証明業務の手数料は、機構が定めた融資種別、技術基準及び手続きの方法に基づく次の区分とする。

- 一 新築住宅 一戸建て等及び共同建ての場合 確認検査、評価業務及び技術的審査との併願等
- 二 中古住宅 一戸建て等(併用住宅、2階建て共同住宅を含む。)及びマンション
  - イ 建築確認が昭和 56 年 6 月 1 日以後のもの
  - ロ イ以外のもの
- 三 賃貸住宅 賃貸住宅(まちづくり融資、子育て世代向け省エネ賃貸住宅融資及びサービス付高齢者向け賃貸住宅融資) 一戸建て等及び共同建て 確認検査との併願等
- 四 リフォーム融資、耐震工事、グリーンリフォーム、高齢者居住環境改善工事、その他の増築工事
- 五 賃貸住宅リフォーム(住宅セーフティネット、耐震改修、省エネ住宅、サービス付き高齢者向け住宅) 建築物全体、登録住宅単位
- 六 優良住宅取得支援事業(以下「フラット 35S」という。)(特に優良な住宅基準(以下「金利 A プラン」という。))及び優良な住宅基準(以下「金利 B プラン」という。)、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性又は耐久性・可変性

2 フラット 35S における手数料は一戸建て等と共同建てに区分するものとする。

### (新築住宅(一戸建て等及び共同建て)における手数料)

第3条 新築住宅(一戸建て等及び共同建て)の手数料は、別表第1(一戸建て等)、別表第2(共同建て)とする。

(中古住宅(一戸建て等及びマンション)における手数料)

第4条 中古住宅の手数料は、別表第3とする。

(リノベにおける手数料)

第5条 中古住宅の手数料は、別表第4とする。

(賃貸住宅及びまちづくり融資(建設)における手数料)

第6条 賃貸住宅及びまちづくり融資(建設)における手数料は、別表第5とする。

(リフォーム融資における手数料)

第7条 リフォーム融資(一戸建て等及びマンション)手数料は、別表第6とする。

(賃貸住宅リフォーム融資における手数料)

第7条の2 賃貸住宅リフォーム融資 手数料は、別表第7とする。

(維持保全型における手数料)

第7条の3 維持保全型 手数料は、別表第8とする。

(手数料収納方法)

第8条 適合証明業務申請手数料の収納方法は、現金又はREJの指定する口座への振込みとする。

- 2 前項の振込みによる金融機関への手数料は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。
- 3 建築主は建築主の都合により、設計検査に関する通知書の交付までの間に計画の変更がある場合は、別表第1備考第10項の表の手数料の額を設計検査に関する通知書の交付の日までに収納する。
- 4 第2項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

(手数料の支払期日)

第9条 手数料及び第11条で定める出張旅費の支払期日は、適合証明業務約款(以下「約款」という。)で定める。

- 2 前項の規定は、建築主と別の定めについて規定した場合は、適用しない。

(手数料の返還)

第10条 建築主の都合により、設計検査申請、現場検査申請(中間)、又は竣工現場検査申請・適合証明申請の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手数料は返還しない。ただし、設計検査申請、又は現場検査申請(中間)と同時に契約して検査をしていないものについては、別表第1新築住宅 一戸建て等及び別表第2新築住宅 共同建ての中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の検査に対応する額を返還する。

- 2 建築主が約款の契約に違反したことに付き、REJが相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した適合証明業務申請手数料は返還しない。
- 3 REJが約款の契約に違反したことに付き、建築主が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合証明業務申請手数料の手数料は返還する。

(出張旅費)

第11条 建築主等は、遠隔地として REJ が指定する区域に現場検査を依頼する場合は、検査手数料と合わせて出張旅費を収納する。

2 前項の指定区域及び出張旅費は別に定める。

3 出張旅費の収納方法は、第8条を準用する。

(個別契約の手数料)

第12条 個別契約した手数料については別に定めることができる。

(雑則)

第13条 REJ は、第3条から第7条の3に定める手数料について市場価格等を勘案し、REJ 役員会の承認により変更することができる。

2 REJ は、上記により変更をした場合は、遅滞無く機構へ届を提出するとともに、建築主に周知を行う。

附則(適合証明業務に関する協定申請時)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

附則(平成 18 年 4 月 18 日届出)

(施行期日)

第1条 この規程は平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

附則(平成 19 年 5 月 22 日届出)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 19 年 5 月 24 日から施行する。

(出張旅費に関する経過措置)

第2条 この規程は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程第 7 条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則(平成 19 年 7 月 7 日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 19 年 7 月 7 日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附則(平成 20 年 4 月 1 日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則(平成20年6月19日届出)

(新手数料に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月1日から施行する。なお、この施行の日より前に旧規程による契約を行ったもの及び設計審査の合格をされているもので、施行の日以降に検査を行おうとするものの検査については従前の例による。

附則(平成20年9月30日届出)

(返金規定に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則(平成20年12月15日届出)

(新出張旅費に関する施行期日)

第1条 この規程は、平成21年1月1日より、かつ、第4条に規定した地方公共団体等の覚書等を締結した日から適用する。ただし、この施行の日より前に旧規程第7条による契約を行ったもので、施行の日以降に検査を行おうとするものについては従前の例による。

附則(平成21年1月13日届出)

(新フラット35S(中古タイプ)の施行期日)

第1条 この規程は、平成21年1月5日より適用する。

附則(平成21年9月1日届出)

(検査業務出張旅費規程の創設に伴う施行期日)

第1条 この規程は、平成21年9月1日より適用する。

附則(平成22年1月12日届出)

(フラット35Sの竣工後特例等適用に伴う施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月12日より適用する。

附則(平成22年4月1日届出)

(エコポイント対象住宅証明書の業務に伴う施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日より適用する。

附則(平成23年7月27日届出)

(エコポイント対象住宅証明書の業務の廃止に伴う施行期日)

第1条 この規程は、平成23年8月1日より適用する。

附則(平成 23 年 10 月 31 日届出)

(賃貸住宅のメニューの一部変更に伴う施行期日)

第1条 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より適用する。

附則(平成 23 年 12 月 1 日届出)

(エコポイント対象住宅証明書の業務の再開に伴う施行期日)

第1条 この規程は、平成 23 年 11 月 22 日より溯って適用する。

附則(平成 25 年 4 月 1 日届出)

(期日)

第1条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則(平成 26 年 4 月 1 日届出)

(期日)

第1条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附則(平成 27 年 4 月 1 日届出)

(期日)

第1条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附則(平成 29 年 5 月 1 日届出)

(期日)

第1条 この規程は、平成 29 年 5 月 10 日より適用する。

附則(平成 29 年 10 月 20 日届出)

(期日)

第1条 この規程は、平成 29 年 10 月 25 日より適用する。

附則(平成 30 年 2 月 1 日届出)

(期日)

第1条 この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より適用する。

(経過措置)

第2条 別表 1 の備考 4 及び 5 の適用は、改正前の規定の適用において現に REJ が設計検査申請した対象建築物について行う中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の検査については、適用しない。

附則(平成 31 年 3 月 18 日届出)

(期日)

第1条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

(経過措置)

第2条 この改正規定の適用の際、審査料金が収納されている場合は従前の例による。

附則(令和元年9月20日届出)

(期日)

第1条 この規程は、令和元年10月1日より適用する。

(経過措置)

第2条 この改正規定の適用の際、審査料金が収納されている場合は従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が500㎡を超えるものについては、新料金を適用する。

附則(令和2年12月23日届出)

(期日)

第1条 この規程は、令和3年1月1日より適用する。

(経過措置)

第2条 この改正規定の適用の前に、フラット35S(金利B)の適用で断熱性能等級のみを受付けられたものは従前の例による。

附則(令和4年10月14日届出)

(期日)

第1条 この規程は、令和4年10月1日より遡って適用する。

附則(令和5年3月15日届出)

(期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正前の規定の適用の際、引き続き行う中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は従前の例による。

第3条 フラット35の制度により、旧基準を適用できるものは従前の例による。

別表第1 新築住宅一戸建て等

基礎額

条件		設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/戸)
通常		10,000	15,000	20,000
併願	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書	省略	15,000	20,000
	建設住宅性能評価	省略	省略	14,000
中間現場検査までに、設計検査の合格		12,000	15,000	20,000
竣工済特例		55,000		

備考

- 1 上表の額は、消費税を含む。(以下同じ。)
- 2 上表は基礎額とし、REJ が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積により申請内容を勘案して減額又は増額することができる。(第8項及び別表第2において同じ。)
- 3 前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とする。
- 4 上表において、省エネ基準適合チェックリストを活用しない場合は、上表の設計検査申請に 10,000 円を竣工現場検査・適合証明の検査に 3,000 円をそれぞれ加算する。(ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの省エネルギー性の基準を選択する場合を除く。)
- 5 この申請の基礎となる建築基準法第6条の2による建築確認申請を REJ 以外に申請する場合は、本表(第8項の表並びに別表第2の基礎額及び同表備考第4項の表において同じ。)の額に2倍を乗じて得た額とする。この場合において、算定した額に 10 円以下の端数が生じる場合は当該額から 10 円以下を切り捨てた額とする。以下同じ。
- 6 設計検査申請を省略するための設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級原則2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとする。
- 7 建設住宅性能評価書を活用した上で、設計検査及び中間現場検査を省略して、竣工現場検査のみを実施する場合の条件は、原則として断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとする。
- 8 ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの加算額は、次表による。この場合において複数の基準を選択する場合は、それらの合計額とする。(別表第2備考第4項及び別表第3備考第2項において同じ。)

基準(1基準ごと)		設計検査申請 (円/戸)	中間現場検査 (円/戸)	竣工現場検査・適合証明の検査 (円/戸)
省エネルギー性	断熱等性能等級+一次エネルギー消費量等級	10,000	8,000	3,000
	建築物エネルギー消費性能基準	10,000	8,000	3,000
	ZEH Oriented における ZEH 基準	34,000	8,000	3,000
耐震性(免震建築物を除く。)		10,000	8,000	8,000

耐震性(免震建築物に限る。)	17,000	17,000	8,000
バリアフリー性	10,000	8,000	8,000
耐久性・可変性	10,000	8,000	8,000
竣工済特例	当該表の基準によるそれらの合計		

9 上表の加算額について、基準を補完する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合は適用しない。(共同建てにおいて同じ。)

- イ 低炭素住宅の認定通知書
- ロ 長期優良住宅の認定通知書
- ハ 集約都市開発事業計画の認定通知書
- ニ BELS 評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票
- ホ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画の認定通知書

10 計画変更の場合 次の条件による。

条件	設計検査申請(円/戸)
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
REJ が審査上必要と認めた場合	4,200
フラット 35S を新たに追加する場合(1 基準ごと)	備考第8項の表による
フラット 35S で選択する基準を追加又は変更する場合(1 基準につき)	備考第8項の表による

11 中間又は竣工現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、中間又は竣工現場検査手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に0.1を乗じて得た額(算定した額が5,000円未満となる場合は5,000円)を徴収する。(次表及び別表第5において同じ。)

12 現場検査の結果において再検査の手数料は、検査手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に0.8を乗じて得た額(算定した額が5,000円未満となる場合は5,000円)を徴収する。(次表及び別表第5において同じ。)

## 別表第2 新築住宅 共同建て

### 基準額

戸数	条件	設計検査申請	竣工現場検査・適合証明の検査
		(円/棟)	(円/棟)
1~20 戸	通常	44,000	94,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	31,000	94,000
21~50 戸	通常	67,000	161,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	46,000	161,000
51~100 戸	通常	94,000	236,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	65,000	236,000
101~200 戸	通常	121,000	303,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	79,000	303,000
201 戸以上	通常	144,000	332,000



	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	94,000	332,000
--	-----------------------	--------	---------

備考

- 1 同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅がある場合の戸数の算定方法は、棟ごととする。
- 2 設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則2以上のものとする。
- 3 フラット35登録マンションの場合は、本表の額に0.8を乗じて得た額とする。
- 4 ZEH、金利Aプラン又はBプランの加算額は、次表による。

基準(1基準ごと)	設計検査申請 (円/棟)	竣工現場検査・適合証明 の検査(円/棟)
省エネルギー性	61,000	61,000
ZEH-M Oriented における ZEH 基準		別途見積
ロ 耐震性(免震建築物を除く。)	52,000	52,000
ハ 耐震性(免震建築物に限る。)	81,000	81,000
ニ バリアフリー性	52,000	52,000
ホ 耐久性・可変性	52,000	52,000

- 5 計画変更の場合 次の条件による。

条件	設計検査申請(円/棟) M:戸数
住宅の工法が大きく変更される場合	M×4,200(上限 74,000)
REJ が審査上必要と認めた場合	M×4,200(上限 74,000)
フラット35S を新たに追加する場合(1基準ごと)	M×3,700(上限 74,000)
フラット35S で選択する基準を追加又は変更する場合(1基準につき)	M×3,700(上限 74,000)

別表第3 中古住宅(一戸建て等及びマンション(\*1))

基礎額

着工された日	条件	適合証明等手数料 の額(円/戸) (*1)
1 新耐震のもの(*2)	イ 耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、新築住宅に係る建設住宅性能評価書が交付されており、その評価書を活用するもので劣化対策等級2以上のもの	37,000
	ロ 耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、既存住宅に係る建設住宅性能評価書が交付されており、その評価書を活用するもので、「劣化事象等が認められない」と評価されたもの	37,000
	ハ 耐久性基準の確認を要しない住宅の場合(機構の制度として認められた構造のものに限ります。)(*4)	42,000
	ニ 耐久性基準を確認すべき住宅で、かつ、当該基準を確認できる設計図書が全てそろっている場合(*5)	51,000
	ホ 上記列記以外の場合	63,000

2 旧耐震のもの(*3)	へ	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)の第1第一号イ(別添の別表第1(3)に該当するものであるもの(*6))	63,000
	ト	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条の規定に基づく計画の認定を受けた耐震改修を行っているもの	105,000
	チ	機構が定める耐震評価基準による場合	130,000

(\*1) 本表の額は、一戸建ての住宅(兼用住宅を含む。)を対象とし、共同建ての場合は規模、構造、着工された日などの条件により、見積りとして見積りします。別表第4から第8まで同じ。

(\*2) 昭和56年6月1日以後(建築確認年月日が確認できない場合は、表示登記による新築年月日の日が昭和58年4月1日以後)の住宅とする。以下同じ。

(\*3) (\*2)以前の住宅とする。この場合の構造は木造軸組構法又は枠組壁工法以外の構造は別途見積りとする。以下別表第4、別表第6及び別表第7において同じ。

(\*4) 省令準耐火構造以上の構造のもの又は木造軸組み構造若しくは枠組壁工法のもの

(\*5)「設計図書が全てそろっている場合」とは、意匠図、構造図及び構造計算書及び設備図が全てそろっているものをいう。

(\*6) Iwが1.0以上の場合(Iw:構造耐震指標を表す数値)

備考

- 1 マンションの管理規約や長期修繕計画などの共用部分の維持管理内容について、旧公庫マンション情報登録機関に登録しているマンションの場合は、表示価格から3,200円を減額する。
- 2 ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの加算額は、それぞれ次の区分による。

条件(一戸当たりの額)			疎明資料	
			なし	あり
ZEH	省エネルギー性	ZEH	—	50,000円
		Nearly ZEH		
		ZEH Oriented	100,000円	50,000円
金利Aプラン	省エネルギー性	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	72,000円	36,000円
		耐震性	免震建築物を除く。	52,000円
	免震建築物に限る。		84,000円	42,000円
	バリアフリー性		52,000円	26,000円
耐久性・可変性		52,000円	26,000円	
金利Bプラン	省エネルギー性	開口部断熱	3,100円	3,100円
		省エネルギー対策等級2相当以上又は断熱性等級2相当以上の基準	3,100円	1,100円
	バリアフリー性		52,000円	26,000円

備考

- 1 次のいずれかの疎明資料(当該住宅にかかる所定の基準が確保されたもので、設計内容説明書及び設計図書が現存されているものに限る。)が添付されており、かつ、当該基準に係る部分について新築時(既存住宅の建設住宅性能評価の場合は、当該評価時)から変更がないものを提出する場合は

「疎明資料あり」の額とする。

- (1) フラット 35 (新築住宅) の適合証明書
  - (2) BELS 評価書
  - (3) 新築時の建設住宅性能評価書
  - (4) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書
  - (5) 既存住宅の建設住宅性能評価書
  - (6) 性能向上計画認定通知書 (建築物省エネ法)
- 2 「バリアフリー性」の適用において共同建ての場合は見積りとする。
- 3 この業務の結果において、やむなく適合しない場合又は適合することが決定することができない場合は、本申請を取り下げることとする。この場合、適合しない部分を改修して再度申請する場合は、当初の手数料 (別に定める出張旅費規定に係る額を除く。) に 0.5 を乗じて得た額とする。別表第4において同じ。
- 4 中古マンションらくらくフラット 35 登録による申請による場合は、別表第3の規定は適用しない。

別表第4 リノベを利用する場合

イ 個人による申請のもの (リフォーム工事又は性能向上リフォーム工事等前のもの)

		着工された日による区分 (一戸当たりの額)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
事前確認 (物件売買時)	書類審査 + 現況調査	62,700 円	130,000 円
適合証明 (リフォーム工事又は性能向上リフォーム工事等後)	書類審査 + 現況調査	別表第3の基礎額 1の条件に応じた額	別表第3の基礎額2 の条件に応じた額
	加算額	優良な住宅基準 (金利B) の場合 30,000 円	50,000 円
	特に優良な住宅基準 (金利A) の場合	別表第3備考第2 項の表の疎明資料 ありの額	別表第3備考第2 項の表の疎明資料 なしの額
備考 1 宅地建物取引業者による申請のもので、リフォーム若しくは性能向上リフォーム工事を行う前の適合性の検査は、当該表によります。 2 引き受けの契約は、「事前確認 (物件売買時)」と「適合証明 (リフォーム等工事後)」は、原則分けて行ってください。			

ロ 宅地建物取引業者による申請のもの (性能向上リフォーム工事等後のもの)

		着工された日による区分 (円/戸)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
適合証明 (性能向上リフォーム工事等後)	書類審査 + 現況調査	92,700 円に、 別表第3の基礎額 1の条件に応じた 額を加算した額	130,000 円に、 別表第3の基礎額2 の条件に応じた額 を加算した額

加算額	特に優良な住宅基準(金利A)の場合	別表第3備考第2項の表の疎明資料ありの額	別表第3備考第2項の表の疎明資料なしの額
-----	-------------------	----------------------	----------------------

別表第5 賃貸住宅及び、まちづくり融資(建設)

	戸数	単独手数料	
		設計検査申請 (円/棟)	現場検査(竣工)申請・適合証明業務 (円/棟)
一般	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700
確認申請、かつ、建設住宅性能評価併願	5戸未満	9,400	13,600
	6戸～10戸	12,600	23,000
	11戸～15戸	15,600	31,300
	16戸～20戸	18,800	37,600
	20戸超	20,900	41,800
建設住宅性能評価のみ併願	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700

備考

1 加算額は次による。(Mは戸数を示す。)

基準(1基準ごと)		設計検査申請 (円/戸)	竣工現場検査 ・適合証明の検査 (円/戸)
子育て世代向け省エネ 賃貸住宅融資	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	M×5,000 (上限 100,000)	M×3,500 (上限 70,000)
	ZEH 基準	M×7,000 (上限 130,000)	M×3,500 (上限 70,000)
	長期優良住宅認定	加算しない。	加算しない。
サービス付き高齢者向け 賃貸住宅融資	断熱等性能等級	M×3,000 (上限 100,000)	M×2,500 (上限 70,000)
	建築物エネルギー消費性能基準	M×5,000 (上限 100,000)	M×3,500 (上限 70,000)
	バリアフリー性	M×3,000	M×2,500

		(上限 100,000)	(上限 70,000)
まちづくり融資	断熱等性能等級	M×3,000 (上限 100,000)	M×2,500 (上限 70,000)

2 計画変更については、見積りとする。

別表第6 リフォーム融資

リフォーム工事の概要の種別 (*1)		工事計画確認 + 現場検査・適合証明の手数料(円/戸)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
耐震改修工事・耐震補強工事の場合			130,000 (別表第3の基礎額2へ による場合は、63,000)
グリーンリフォームの 場合	住宅の開口部の一部の断熱構造化とする工事	28,000	28,000
	住宅の天井、壁若しくは床の一部又は全部の断熱構造化とする工事	56,000	56,000
	省エネ設備設置工事	28,000	28,000
グリーンリフォーム S(住宅内の一区画を ZEH 水準とするもの)の場合		84,000	84,000
高齢者居住環境改善工事		36,000	36,000
増築工事又は改築工事(上記いずれにも該当しないもの)	建築確認が必要な場合	別に定める建築確認手数料規程による額(*2)	左欄の額に、別表第3の基本額の2の条件による額を加算した額
	上記以外の場合	別に定める建築確認手数料規程による額の1/2の額	左欄の額に、別表第3の基本額の2の条件による額を加算した額
(*1) リフォーム工事の概要を制度若しくは任意等で複数行う場合は、それらの合計額に 0.8 を乗じて得た額とする。			
(*2) 建築確認が必要な場合で、当該建築確認をREJに申請した場合は、建築確認手数料規程による額の1/4の額とする。			

1 計画変更については、見積りとする。(以下、別表第7、第8において同じ。)

2 現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の 17 時 30 分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、当初の手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に 0.1 を乗じて得た額(算定した額が 5,000 円未満となる場合は 5,000 円)を徴収する。(以下、別表第7、第8において同じ。)

3 現場検査の結果において再検査の手数料は、当初の手数料(別に定める出張旅費規定に係る額を除く。)に 0.5 を乗じて得た額を徴収する。(以下、別表第7、第8において同じ。)

別表第7 賃貸住宅リフォーム融資

賃貸住宅リフォーム工事の概要の種別		工事計画確認+現場検査・適合証明の手数料 (円/戸)	
		新耐震のもの	旧耐震のもの
住宅セーフティネット	耐震改修工事		130,000 (別表第3の基礎額2へ による場合は、63,000)
	その他の工事	41,800	41,800
耐震改修工事			130,000 (別表第3の基礎額2へ による場合は、63,000)
省エネ住宅	断熱改修工事(住宅の開口部、天井、壁若しくは床の一部又は全部の断熱構造化とする工事)	56,000	56,000
	省エネ設備設置工事	28,000	28,000
サービス付き高齢者向け住宅(バリアフリー性)		78,000	78,000

別表第8 フラット35(維持保全型)

	手数料(円)
長期優良住宅(新築住宅、中古住宅)	新築住宅:別表第1又は別表第2による、 中古住宅:別途見積
予備認定マンション(新築マンションのみ)	別途見積
管理計画認定マンション(中古マンションのみ)	別途見積
安心R住宅(中古住宅のみ)	別途見積
インスペクション実施住宅 ただし、劣化事情等がないこと(中古住宅のみ)	別途見積
既存住宅売買瑕疵保険付住宅(中古住宅のみ)	別途見積